

TKMT 高松果実酒特区（T 高松の・K 果物を・M もっと・T 特別に！）

都道府県名：	香川県	
申請主体名：	高松市	
区域の範囲：	高松市の全域	
特区の概要：	<p>高松市では、温暖・少雨な気候条件を生かしたブドウやミカンなどの果実栽培が盛んである一方、全国的に見れば、高松市産の果実の知名度・ブランド力の向上が課題となっている。</p> <p>そこで、当該果実の付加価値の向上を目指す一環として、特産酒類の製造事業の特例措置適用を受け、酒造業への参入障壁を下げた上で、産地に果実酒の醸造所を設置し、栽培した果実から果実酒を醸造する。</p> <p>また、農産品の高付加価値化とともに、市内に現存しない果実酒の醸造施設を通じて、地域活性化や交流人口の拡大を目指す。</p>	
適用される規制の特例措置：	709（710, 711）：特産酒類の製造事業	
 <p data-bbox="347 2067 671 2101">栽培されているブドウ</p>	 <p data-bbox="975 2067 1203 2101">収穫作業の様子</p>	